

令和3年度

財政援助団体等監査結果報告書

富士宮市監査委員

1 監査の種類

- (1) 財政援助団体等監査
- (2) 根拠法令 地方自治法第199条第7項

2 監査の対象

- (1) 富士宮聖苑
 - 指定管理者 ふじのみや斎苑管理グループ
 - 所 管 課 環境部 環境企画課

- (2) 柚野の里活性化施設
 - 指定管理者 大鹿窪区
 - 所 管 課 産業振興部 農業政策課

3 監査の範囲

令和2年度に執行された公の施設の管理にかかる事務の執行及び業務管理運営状況について

4 監査の実施期間

令和3年10月11日から令和3年12月17日まで

5 監査の主な着眼点

- (1) 所管課関係
 - ア 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。
 - イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
 - ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
 - エ 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
 - オ 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
- (2) 指定管理者関係
 - ア 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
 - イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
 - ウ 公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。

6 監査の方法

富士宮市監査基準に基づき、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が目的に沿って行われているか所管課に調査票及び協定書等の関係書類の提出を求め、提出書類による書類審査を行うとともに、所管課職員からの説明聴取を実施しました。

7 監査の結果

(1) 富士宮聖苑

監査の結果、適正に執行されていましたが、次の事項について検討、改善を要望します。

- ア 備品管理について、所管課及び指定管理者は定期的な所在確認を実施していないため、年に1回は確認を行い、管理の状況を把握すること。
- イ 指定管理業務に関する出納関係帳票等の確認について、全ての帳票等の写しを提出させ確認しているという説明だったが、所管課が聖苑に出向いて原本の確認を行うこと。また、事務処理の効率化のため電子データとして管理、保存することについて検討すること。

(2) 富士宮市柚野の里活性化施設

監査の結果、次の事項については是正、改善を要望します。また、所管課においては、指定管理者に対し公の施設としての本来の目的を達成するため指導を行うとともに、情報共有を図ることを要望します。

- ア 防火管理者の配置確認及び防災訓練の実施について、指定管理者業務仕様書の中に4. 指定管理者が行う業務の範囲として(1)「活性化施設の運営に関すること」とあり、そこには「施設管理に従事する者のうち1人は防火管理者の資格を有していること」となっており、また、同じく(4)その他「①緊急時対策及び防災対策について、消防計画を作成し、従事者に指導を行うこと」となっているが、令和2年度の事業計画書には自衛消防組織図の提示はあるが、業務報告書に防災訓練を実施している記載がないため、所管課に防火管理者が消防へ消防計画を提出しているか確認したところ、防火管理者の種別や消防への届出を把握していなかった。指定管理者は消防法及び消防法施行規則に定められた消防計画の作成、届出を行うとともに、施設における火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止の機能を果たすためにも消防計画に沿った運営、防災訓練を実施すること。

また、所管課は法令等に基づき適正に業務が実施されているか確認を行うとともに、防災意識を高めるために指導、監督及び情報共有を図ること。

- イ 施設設備の維持管理について、令和2年度の事業計画書に施設・設備の管理で実施に資格、専門技術を要するものは業者委託で実施するとあり、「浄化槽管理」「防火設備点検」は外部

委託で実施していることが把握できたが、建築設備点検業務は指定管理者業務仕様書に記載がないため、所管課で別の施設と合わせて委託契約をしている。しかしながら柚野の里活性化施設条例第12条には、指定管理者が行う業務として「活性化施設の施設及び維持管理に関する業務」とあることから、建築設備点検業務は指定管理者で実施すること。

ウ 人件費の算出根拠について、会計報告書の記載内容から施設の清掃設備点検業務に対し年12万円を人件費として支出していることから所管課に算出根拠を確認したところ、清掃箇所の内訳金額のみの説明で算出基準の詳細については把握していなかった。また、貸出業務・事務経理について、指定管理者から提出された業務報告書において人件費として報告を受理しているため、算出根拠を確認したところ、所管課は受付事務、鍵の貸し借り事務に対する年間処理時間を見積もり、賃金として支出しているという説明であった。今後の課題として、管理運営の基準において遵守すべき法令等として労働基準法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を挙げていることから人件費の支出については、これらの法令を遵守しているかの確認を行う必要がある。また、指定管理料の根拠となることから算出基準について明確にすること。

エ 備品の管理について、市の備品台帳と指定管理者業務仕様書に記載された備品に違いがあったことから、業務仕様書の見直しを行っていないように見受けられた。また、備品の管理状況調査の際、所管課が所在を把握していない備品があった。備品については隔年で点検を実施しているとの説明であったが、年に1回は備品台帳と突合し、老朽化等のチェックを行うこと。

オ 毎年度提出される事業計画書は所管課において審査を行い、指定管理者に対し必要な指示をすることになっているが、令和2年度事業計画書は指定管理業務仕様書及び指定時の事業計画書の内容に沿っていないところが見受けられた。所管課は指定管理者を指導する立場であることから、提出された事業計画書の審査を確実にを行い、仕様書の内容に沿った事業計画の作成について助言すべきである。また社会状況等により事業の実施が困難である場合、現状に応じた仕様書の内容に変更を検討するとともに、実施できない理由について業務報告書で指定管理者に報告させること。

8 施設の概要

(1) 富士宮聖苑

施設の概要	所在地	富士宮市山宮 3 6 7 8 番地の 1 3
	設置時期	昭和 5 7 年 7 月 1 日
	設置目的	住民の公衆衛生その他公共福祉の向上を図り、安心安全な火葬を執行する。
	施設の人員	6 人
指定管理の状況	選定方法	公募による指定
	指定期間	平成 3 0 年 4 月 1 日 から 令和 5 年 3 月 3 1 日まで
	管理者の業務	1 施設設備及び車両の維持管理、運営に関すること。 2 火葬業務に関すること。 3 霊柩自動車の運行業務に関すること。 4 その他仕様書で定めること。
	指定管理料	3 7, 0 5 0, 6 4 7 円
	収入支出の状況	収入額 3 7, 0 5 1, 0 0 0 円 支出額 3 9, 2 5 5, 1 4 6 円 収支差引額 △ 2, 2 2 9, 1 4 6 円 ※ 令和 2 年度実績

(2) 富士宮市柚野の里活性化施設

施設 の 概 要	所在地	富士宮市大鹿窪1556番地
	設置時期	平成23年6月1日
	設置目的	農村地域の活性化及び地域間交流の促進を図る
	施設の人員	9人（柚野の里活性化施設管理委員会役員）
指 定 管 理 の 状 況	選定方法	非公募
	指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
	管理者の業務	1 活性化施設の使用の許可等に関する業務 2 活性化施設の施設及び設備の維持管理に関する業務 3 活性化施設の管理に関し市長が特に必要があると認める業務
	指定管理料	775,000円
	収入支出の状況	収入額 845,649円 支出額 776,911円 収支差引額 68,738円 ※ 令和2年度実績